

**生ごみの水切りでごみ減量を！**

生ごみの80%が水分と言われていま  
す。生ごみの水切りをすることで、悪  
臭や腐敗の防止、ごみの減量化につな  
がります。ごみを出す  
前に水分を減らす工夫  
をしましょう！



☎生活環境課 Tel 23-7301

☎石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)

〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

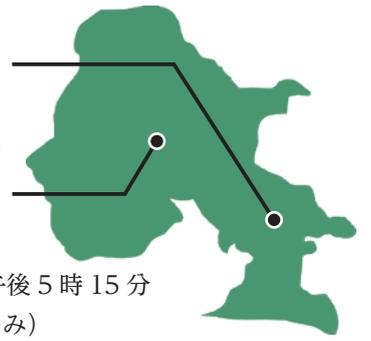
☎八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)

〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☎～☎ 午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時まで(一部業務のみ)



**観光連携応援補助金**

くらし・手続き

▼観光振興を促進するため、  
市内の2事業者以上が連携  
して実施する新規事業の費  
用の一部を補助します。

**補助金額**／総事業費のうち、  
事業者負担額の1/2以内  
(上限100万円)

**補助対象**／市内の観光事業関  
係者で、以下の要件を満た  
すもの

- ①市内の2事業者以上が連携  
する、新規の事業
- ②茨城デステイネーション  
キャンペーンのコンセプト  
「アウトドア」、「食」、「新  
たな旅のスタイル」のいづ  
れかを踏まえた事業
- ③国、県または市から委託や  
補助を受けていない事業
- ④令和6年3月29日☎までに  
完了する事業

**補助対象経費**／イベント企  
画運営費、広報費、事務費  
(消耗品、印刷費、郵送費  
など)、その他事業を実施  
するために必要と認められ  
る経費

※備品購入は対象外  
**申請期間**／6月1日☎～15日☎  
**申請方法**／申請書に必要書類  
を添えて、窓口へ提出  
※詳しくは市ホー  
ムページでご確  
認ください▼  
☎産業プロモーション課  
Tel 23・5501



**下水道(農業集落排水)  
接続工事の補助金制度**

▼市では、下水道・農業集落  
排水の接続工事(新築を除  
く)を行う世帯に、工事費  
の一部を補助しています。  
同一世帯のうち、18歳未満、  
または65歳以上の人がお  
り、課税対象所得の合計  
が348万円以下の場合、  
最大35万円の補助を行っ  
ています。また、こちらに  
当てはまらない場合でも  
最大4～10万円(配管の距  
離に応じて補助)の補助を  
行っています。

**申請期間**／令和6年3月15日  
☎まで  
※予算がなくなり次第終了  
☎下水道課 Tel 23・7742

**国民健康保険・後期高齢  
者医療保険の傷病手当金  
支給終了のお知らせ**

▼国により5月8日から新型  
コロナウイルス感染症を5  
類感染症に位置づける方針  
が示されました。これに伴  
い、5月8日以降に新型コ  
ロナウイルス感染症に感染  
した国民健康保険および後  
期高齢者医療制度の被保険  
者は傷病手当金の支給対象  
外となります。  
なお、5月7日以前に感染  
した場合の支給要件など  
はホームページからご確  
認ください。  
国民健康保険  
ホームページは  
こちらから▼  
後期高齢者医療保  
険ホームページは  
こちらから▼




☎保険年金課  
国保 Tel 23・5557  
後期 Tel 23・7318

広告掲載欄

広告掲載欄

※※掲載している情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて中止または変更になる場合があります。料金の記載のないものは無料。※※

# 令和5年度から制度の一部が変わりました

## 国民健康保険

☎ 保険年金課 国保担当 TEL 23-5557



▶ 令和5年度税制改正に伴い、課税限度額が引き上げられました。また、保険税の軽減の対象となる所得基準が変更になりました。

なお、軽減措置を受けるための申請は不要ですが、家族全員が前年所得の申告をすること、または扶養に取られていることが条件となります。

### 課税限度額の変更点

課税区分	変更前	変更後
基礎分（医療分）	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	102万円	104万円

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険

☎ 保険年金課 国保担当 TEL 23-5557  
後期担当 TEL 23-7318

### 軽減基準の変更点

均等割額の軽減世帯割合	令和4年度世帯の総所得金額が次の場合	令和5年度世帯の総所得金額が次の場合
7割	43万円 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)
5割	43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)
2割	43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1)

※給与所得者等：一定の給与所得者や公的年金などの支給を受ける人

## 市税等の納付が簡単・便利になりました！

☎ 収納対策課 TEL 23-7296

お知らせ

①

### 口座振替の申込がスマホやパソコンから登録可能に！

Web 口座振替受付サービス

お家からスマートフォンやパソコンで口座振替のお申し込みができ、納め忘れの心配なし！



申込はこちらから▲

お知らせ

②

### 納付書の QR コードを利用して市税の納付が可能に！

- ・全国どこの金融機関でも手数料なしで納付可能！
  - ・スマートフォン決済アプリで QR コードを読み取って納付！
- ※納付方法の詳細は「地方税お支払いサイト」でご確認ください。



詳しくはこちらから▲

広告掲載欄

広告掲載欄